

各 位

龍谷大学財務部経理課

マイナンバーの収集について（ご案内）

謹啓 平素は本学の教学・研究活動に、ご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、2016（平成 28）年 1 月からの「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の導入に伴い、本学においてもマイナンバーを収集する必要があります。本学では、マイナンバーの収集・保管を専門業者に委託することとしておりますので、収集の流れについて下記のとおりご案内いたします。

謹白

記

1. 収集対象者

(1) 講演会講師等の場合（所得税法 204 条 ※1）

2016 年 1 月以降に本学からの講演会講師等の報酬料金の支払いが発生し、当該税務年度（1 月～12 月）における支払累計額（源泉徴収金額を含む）が 5 万円を超えた方

※1 所得税法 204 条一報酬等を支払う場合の源泉徴収義務を定めた条文。主な関連役務として、講演会講師、翻訳、通訳、校正等が該当。

(2) その他の場合（所得税法 204 条以外）

2016 年 1 月以降に本学から給与的な報酬料金の支払いが発生した方全員

※ 給与的な報酬には、報酬を勤務した日又は時間によって計算し、雇用契約期間が 2 ヶ月以内又は継続して 2 ヶ月を超えて支払いを行っていないもの等も含む。

2. 収集方法

- ・対象の方には、本学がマイナンバー収集を委託する専門業者「株式会社ペイロール」から、本学に届出いただいたご住所宛に「マイナンバー収集に係る書類」を郵送いたします。なお、上記 1. (1)において、5 万円を超える見込みがある場合、あらかじめ書類の提出をお願いすることがあります。
- ・「マイナンバー収集に係る書類」の案内に従って、書類に必要事項を記入の上、通知カード等のコピーを添付して、同封の返信用封筒にて「株式会社ペイロール」へ直接返送してください。

3. 注意事項

- (1) 「マイナンバー収集に係る書類」の書き方、提出についてのお問い合わせ等の詳細は、お届けする書類をご確認ください。
- (2) 書類を返送いただく際、同封しております返信用封筒をご利用いただき、郵便局窓口へお持ちいただくと、「特定記録郵便」（差し出した記録が残ります）として取り扱われます（郵送料は大学負担）。
※直接郵便ポストへ投函されますと、「普通郵便」の取り扱いとなります。

本学と雇用契約関係にある専任教職員・非常勤講師・客員教授の皆様につきましては、人事課がマイナンバーを収集いたしますので、講演会講師等の報酬の支払いが発生する場合であっても、マイナンバーの収集はいたしません。

4. お問い合わせ先

龍谷大学財務部経理課（マイナンバー担当） 電話 075-645-7876（直通）

以上